

社会福祉法人広島県肢体障害者連合会

役員・評議員・評議員選任解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県肢体障害者連合会の役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事を言う。

(会長業務及びその他役員等の理事会・評議員会・評議員選任解任委員会への出席)

第3条 会長が業務として出勤したとき、役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、原則として実費で支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 会長が同日開催の理事会及び評議員会に出席する場合、別表1の会長業務報酬は重複して支給しない。また、実費弁償についても重複して支給しない。

3 評議員選任・解任委員と兼務している監事が、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたる日と同日に、同じ場所で理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席する場合、実費弁償については重複して支給しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経ねばならない。

第9条 報酬総額及び会長の報酬については、別紙「役員等の報酬及び総額」を超えるものではない。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	
		陸 路	<u>その他</u>
会長業務報酬等	15,000 円	Km当たり 38 円 ※有料道路代実費	実 費
理事会出席報酬等	5,000 円		
評議員会出席報酬等			
評議員選任解任委員会出席報酬等			

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費	
		陸 路	<u>その他</u>
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	Km当たり 38 円 ※有料道路代実費	実 費
監事監査指導報酬等	10,000 円		

別表3

旅 費		用務地	宿泊料	報酬1日	その他
陸 路	<u>その他</u>	県内	13,000 円	10,000 円	実費
Km当たり 38 円 ※有料道路代実費	実費	県外			

食卓料 2,600 円

備 考

この表中「実費」とは、職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）によって算出した額を準用する。

付則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成29年1月26日より施行する。

付則 この改正は、平成29年6月21日より施行する。